

委託設計書						委託方法	請負			
所属部課名		財務部 財産活用課		設計年月日		令和 年 月 日				
部長	審議監	課長	専門監	補佐	主査	担当		設計者		
委託名称		松戸市庁舎植栽等管理業務委託								
委託場所		松戸市根本387番地の5								
年度科目		令和 8年度		委託期間		自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月 31日				
委託価格		一金 円				設計内容審査済				
委託費計		一金 円								

内訳表

市庁舎管理

費目	工種	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費							
	花壇管理						
		撤去・地ごしらえ(40m ²)	回	4			第1表参照
		植付け(40m ²)	回	4			第2表参照
		草花管理(40m ²)	回	25			第3表参照
	芝生地管理						
		芝刈(193m ² × 4回)	m ²	772			第4表参照
		除草(193m ² × 4回)	m ²	772			第5表参照
		施肥(193m ² × 2回)	m ²	386			第6表参照
	植栽地管理						
		敷地管理	回	51			第7表参照
		低木刈込(554m ² × 1回)	m ²	554			第8表参照
		宿根草刈込(13m ² × 2回)	m ²	26			第8表参照
		植込除草(554m ² × 4回)	m ²	2,216			第5表参照
		樹木せん定(2年毎)	本	17			第9表参照 34本/2
		樹木せん定(4年毎)	本	4			第10表参照 16本/4
		かん水(607m ²)	回	5			第11表参照
	小計						
	経費		式	1			
	草花材料等		式	1			第14表参照
委託価格							
	消費税及び地方消費税の額		式	1			
委託費計							

第 1 表 撤去・地ごしらえ

100m²当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
普通作業員		人				
計						
1m ² 当り						
1回当り		m ²	40			

第 2 表 植付け

100m²当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
普通作業員		人				
計						
1m ² 当り						
1回当り		m ²	40			

第 3 表 草花管理

100m²当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
普通作業員		人				
計						
1m ² 当り						
1回当り		m ²	40			

第 4 表 芝刈

肩掛式1.8ps

100m²当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
肩掛式草刈機運転工	1.8ps	日				第13表参照
普通作業員		人				
計						
1m ² 当り						

第 5 表 除草

100m²当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
軽作業員		人				
普通トラック運転工	2t	日				第12表参照
計						
1m ² 当り						

第 6 表 施肥

100m²当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
化成肥料	N:P:K=8:8:8	kg				
造園工		人				
普通作業員		人				
計						
1m ² 当り						

第 7 表 敷地管理

1回当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
軽作業員		人				
計						

第 8 表 低木刈込・宿根草刈込

100m²当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
ガソリン	レギュラー	L				
造園工		人				
普通作業員		人				
刈込機損料	1.2ps	日				
普通トラック運転工	2t	日				第12表参照
計						
1m ² 当り						

※斜面地が多いためトラック以外は2割増しとする

第 9 表 樹木せん定(2年毎)

1本当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
樹木せん定(落葉樹)	C=30~59	本	4			
樹木せん定(落葉樹)	C=60~89	本	6			
樹木せん定(落葉樹)	C=90~119	本	7			
樹木せん定(落葉樹)	C=120~149	本	6			
樹木せん定(常緑樹)	C=90~119	本	11			
計			34			
1本当たり						

第 10 表 樹木せん定(4年毎)

1本当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
樹木せん定(常緑樹)	C=30~59	本	3			
樹木せん定(常緑樹)	C=60~89	本	5			
樹木せん定(常緑樹)	C=90~119	本	5			
樹木せん定(常緑樹)	C=120~149	本	2			
樹木せん定(常緑樹)	C=150~179	本	1			
計			16			
1本当たり						

第 11 表 かん水

100m²当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人				
計						
1m ² 当たり						
1回当り		m ²	607			

第 12 表 普通トラック運転工

2t

1日当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油		L				
一般運転手		人				
普通トラック損料	2t	h				
計						

第 13 表 肩掛式草刈機運転

1.8ps カッタ径255mm

1日当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
ガソリン	レギュラー	L				
特殊作業員		人				
土木一般世話役		人				
肩掛式草刈機損料	1.8ps カッタ径255mm	日				
計						

第 14 表 草花材料等

1式当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
ペチュニア	1回目植替え	株	1000			
ベゴニア	2回目植替え	株	1000			
ハボタン	3回目植替え	株	320			
パンジー	3回目植替え	株	500			
ストック	4回目植替え	株	1000			
化成肥料	各回4kg	kg	16			
苦土石灰	各回4kg	kg	16			
計						

松戸市庁舎植栽等管理業務委託仕様書

本委託は、設計書、年間管理計画表、契約書及び本仕様書によるものとする。

1. 作業場所 松戸市役所庁舎内、花壇、芝生地及び植栽地
2. 作業日時 原則として国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）及び松戸市の休日を定める条例に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし市担当者が必要と認めたときはこの限りではない。
3. 作業内容 受託者は、作業計画に基づき、監督職員の指示により作業を行うこと。
 - (1) 草花地拵え・撤去 植え替えを行う部分について、前回の苗を抜き取り、元肥を施して耕うん及び地均しを行うこと。
 - (2) 草花植付け 市担当者と協議した設計に基づき植えること
 - (3) 草花管理 草花の健全な生育及び花壇の美観を保つため、除草、花殻つみ（花柄の元から除去すること）、下葉取り、かん水、清掃、植直し等を行うこと。
 - (4) 草花材料 植付ける草花の色や品種については、市担当者と協議のうえ決定し、健全で開花状態（葉物を除く）のものを納品すること。
 - (5) 芝 刈 肩掛け式草刈機にて実施すること。安全に配慮し、機械で刈れない部分は人力で行うこと。また、刈り取った芝については、速やかに処理すること。
 - (6) 芝生地除草 人力で行うこと。また、根を残さないよう取り除くこと。
 - (7) 芝生地施肥 所定の施肥量を均一に散布すること。また、原則として降雨後等、葉面が塗れているときに作業は行わないこと。
 - (8) 敷地管理 週 1 回、植栽地内の清掃並びに市担当者の指示による軽易な管理作業を行うこと。なお、敷地管理における拘束時間は午前 8 時から午後 5 時までとする。
 - (9) 低木刈込及び宿根草刈込 機械刈りとする。また、作業に際しては花芽分化時期に留意すること。
 - (10) 植込除草 人力で行うこと。また、根を残さないよう取り除くこと。
 - (11) 樹木せん定 落葉樹及びユーカリは 2 年に 1 度、その他の常緑樹及び針葉樹は 4 年に 1 度のせん定を行うこと。なお、本年度の実施箇所は市担当者の指示により決定するものとする。また、作業にあたっては、以下の事項に留意して行うこと。
 - a) 病虫害に侵された枝、徒長枝、ヒコバエ等
 - b) 樹種固有の性質に逆らって伸びた枝
 - c) 花木類の花芽分化時期

- d) 切り口が大きい場合の防腐剤の塗布
- (12) かん水 低木植栽地及び花壇について、夏季の乾燥時に適宜実施すること。
- (13) ゴミ処理 本委託作業により発生するゴミ（可燃ゴミ、せん定枝、草等）は、適正に処理すること。一般廃棄物処理手数料（1kg 当り 16 円 [消費税別途] 予定数量 11,360kg）は別途支払うので、処分するゴミの計量伝票（重量記載）の写しを提出すること。
4. 安全管理 作業にあたっては、周囲の車両、通行者及び作業員の安全に十分配慮し、かつ来庁者の通行等の妨げにならないように実施すること。来庁者に影響の出る作業については市担当者と協議の上、実施すること。また万一事故が発生した場合は、速やかに市担当者に報告し、受託者の責任において処理すること。
5. 作業報告 作業を実施する日は、朝9時までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容について報告すること。作業日毎に作業日報を、また、作業毎に写真帳を作成し提出すること。
6. 熱中症対策 近年の夏季における猛暑日などの機構状況を考慮し、現場の熱中症対策を行い、体調管理に留意すること。
7. その他 本仕様書に定めのない事項については、市担当者の指示によるものとする。

市庁舎植栽等管理図面

縮尺 1 / 500



凡例

- | | |
|---|-------|
| ● | 樹木剪定 |
| ■ | 植込除草 |
| ■ | 芝刈 |
| ■ | つつじ刈込 |
| ■ | 低木刈込 |
| ■ | 花壇 |